

社会福祉法人旭会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人旭会（以下「本法人」という）定款第8条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び諸手当の支給について定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、法人本部員を兼ねる常勤の理事をいう。
- (4) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、出張旅費等の経費及び慶弔金、見舞金をいい、報酬等とは区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給することができる。

- 1 報酬等
- 2 費用弁償
- 3 慶弔金及び見舞金
- 4 役員退任功労金

(非常勤役員等の報酬の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する会議等への報酬の額は、別表1に定めるものとする。

(理事長及び常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 理事長及び常勤役員等の報酬等の額は、別表2に基づき、職務、貢献度等を勘案して、理事会が決定する。

(費用弁償)

第6条 役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については別表3に定める額を支払うものとする。

(慶弔金及び見舞金)

第7条 役員等に対し、慶弔金及び見舞金については別表4で定める額を支給するものとする。但し、理事長が必要と認める場合には、別表4の他に別途50,000円を限度として金銭又は現物(献花、電報等)により支給することができる。

(役員退任功労金の支給)

第8条 役員等に対する役員退任功労金の支給の基準については、役員退任功労金規程において別途定める。

(報酬等の支給方法)

第9条 報酬等の支給は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期に行うものとする。

- (1) 理事長及び常勤役員の報酬等については、銀行振込により、毎月20日に支払うものとする。ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。
- (2) 非常勤役員等のうち、理事長以外の報酬等については、会議等への出席又は業務のための出勤の都度、支給する。

(公表)

第10条 本法人は、この規程及び役員退任功労金規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

平成24年11月10日施行、平成27年3月28日最終改定の「役員等の報酬、諸手当に関する規程」は平成29年6月23日をもって廃止し、本規程を、平成29年6月24日から適用する。

平成30年6月21日一部改正

令和1年6月22日一部改正

別表1（非常勤役員等の報酬）

理事 (理事長以外)	理事会、評議員会等会議への出席	日額 30,000 円
	上記以外の業務のための出勤	日額 15,000 円
監事	理事会、評議員会等会議への出席	日額 30,000 円
	監事監査・外部監査への出席	日額 30,000 円
	上記以外の業務のための出勤	日額 15,000 円
評議員	評議員会等会議への出席	日額 30,000 円
	上記以外の業務のための出勤	日額 15,000 円

上記報酬については、当法人の職員を兼ねる者には支給しない。

別表2（常勤役員等の報酬等）

役職名等	報酬の額	賞与の額
理事長	上限月額 490,000 円	報酬月額×職員賞与に準拠する支給係数
	(専任の場合)事業活動収入×0.5%を上限とし、支給額は、経歴及び本法人に対する貢献度等により理事会で定める。(上限 年 2,500 万円)	
常務理事	上限月額 270,000 円	報酬月額×職員賞与に準拠する支給係数
	(専任の場合)事業活動収入×0.35%を上限とし、支給額は、経歴及び本法人に対する貢献度等により理事会で定める。(上限 年 1,750 万円)	

別表3（費用弁償）

(1) 会議等出席のための交通費の費用弁償額

会議が開催される県内に居住する非常勤役員等	2,000 円
会議が開催される県外に居住する非常勤役員等	3,000 円

上記費用弁償額については、理事長及び当法人の職員を兼ねる者には支給しない。

事情により交通費の実費が上記の費用弁償額を超える場合は、その実費相当額を支払う。

(2) 出張旅費の費用弁償額

交通費	実 費
宿泊費	15,000 円
出張手当	5,000 円

事情により宿泊費の実費が上記の費用弁償額を超える場合は、その実費相当額を支払う。

別表4（慶弔金及び見舞金）

名 称		支給額	
重要な祝慶事		10,000 円	
弔慰金	本人の死亡	理事長	100,000 円
		理事	30,000 円
	父母・配偶者及び子の死亡		20,000 円
見舞金	入院	10,000 円	

社会福祉法人旭会 役員退任功労金規程

〔目的〕

第1条 この規程は、社会福祉法人旭会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第23条の規定に基づき、役員が退任したときに支給する役員退任功労金（以下「功労金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

〔定義〕

第2条 この規程における用語の定義は、役員等報酬規程第2条に準拠するものとする。

〔適用の範囲〕

第3条 この規程は、常勤役員及び非常勤役員等に適用する。

- 2 功労金は、役員として任期満了、辞任又は死亡により退任した場合に支給する。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、功労金を減額し、又は支給しないことができる。
 - (1) 禁固以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 退任にあたり、当法人の社会的信用を傷つけ、又は就任中知り得た機密を漏らし、損害を与えた場合。
 - (3) 前各号に準ずる事由により自ら退任したとき。
 - (4) 前各号に準ずる事由により評議員会において、減額ないし不支給を適当と認められたとき。

〔功労金の基準額及び算定方法〕

第4条 功労金の額は、次の各号の計算式により求める。また、就任月数は、就任した月から起算して退任した月（再任期間は継続年数とする）までとし、1か月未満は切り下げる。

- (1) 常勤役員は、1か月当たりの基準額 $13,000円 \times 就任月数 \times 支給係数$
 - (2) 非常勤役員は、1か月当たりの基準額 $2,500円 \times 就任月数$
 - (3) 理事長及び常務理事は、1か月当たりの基準額 $18,000円 \times 就任月数 \times 支給係数 \times (常勤の理事1.0又は非常勤の理事0.4)$ を加算する。
- 2 支給係数は次の表のとおりとし、就任年数は、就任月数を12で除し、小数点以下第一位を四捨五入して算定する。

就任年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
支給係数	0.45	0.63	1.00	1.25	1.53	1.60	1.70	1.80	1.85	1.89
就任年数	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
支給係数	2.00	2.30	2.40	2.45	2.70	2.85	2.90	3.00	3.05	3.16

- 3 就任月数の算定期間は、240ヶ月を上限とする。

- 4 就任月数の算定方法は、常勤役員期間、非常勤役員期間それぞれに算定し合計する。
- 5 在任期間中、特に功労があったと認められる役員に対し、評議員会の決議を経て、特別功労金を支給することができる。
特別功労金の額は、本規程に準拠し、前各号により算定した額に0.5を乗じた額とする。

〔支給方法〕

第5条 功労金は、役員の退任後、遅滞なく銀行振込により支払うものとする。

〔改廃〕

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

平成28年1月1日施行、平成29年3月25日最終改定の「役員退任功労金規程」は平成29年6月23日をもって廃止し、この規程を、平成29年6月24日から適用する。

令和1年6月22日一部改正